

8 資料

資料1 今後のアスベスト環境対策(イメージ図)

資料2 アスベストに係る関係法令とその関連について

資料3 大気汚染防止法(抜粋)－特定粉じん排出等作業関係－

資料4 川崎市アスベスト飛散防止に関する指針

資料5 川崎市アスベスト飛散防止に関する手引

資料6 アスベスト建材の使用部位例

資料7 成形板除去作業のイメージ

資料8 近赤外線(NIR)を利用したアスベストの簡易分析装置について

今後のアスベスト環境対策(イメージ図)

現 行

建築物／工作物の解体
及び改修、補修

アスベスト使用状況に関する事前調査

掲示板の設置
(作業基準遵守事項等)

飛散性アスベスト

非飛散性アスベスト

アスベスト不使用

特定粉じん排出等作業実施届

作業基準

アスベスト濃度測定

解体作業等の終了

完了報告書届出

…指針・手引

作業基準

立入検査の実施

…大気汚染防止法に規定済み

制度改正後

建築物／工作物の解体
及び改修、補修

アスベスト使用状況に関する事前調査
(一定期間の調査結果の保存義務含む)

掲示板の設置
(床面積、アスベスト使用面積、作業基準遵守事項等)

飛散性アスベスト

非飛散性アスベスト

アスベスト不使用

一定床面
積以上

一定床面
積未満

事前調査結果報告書提出
(工事基礎情報、アスベスト使用状況等)

一定使用面積以上

一定使用面積未満

特定粉じん排出等作業実施届
(工程表、配置図、作業手順等)

作業実施計画提出
(工程表、配置図、作業手順等)

一定使用
面積以上

一定使用
面積未満

アスベスト濃度測定計画届出
(測定方法、場所、時期等)

住民周知

作業基準

作業基準

アスベスト濃度測定

アスベスト濃度測定(生活環境保全上必要と考えられる場合)

敷地境界等基準

解体作業等の終了

完了報告書届出

完了報告書届出

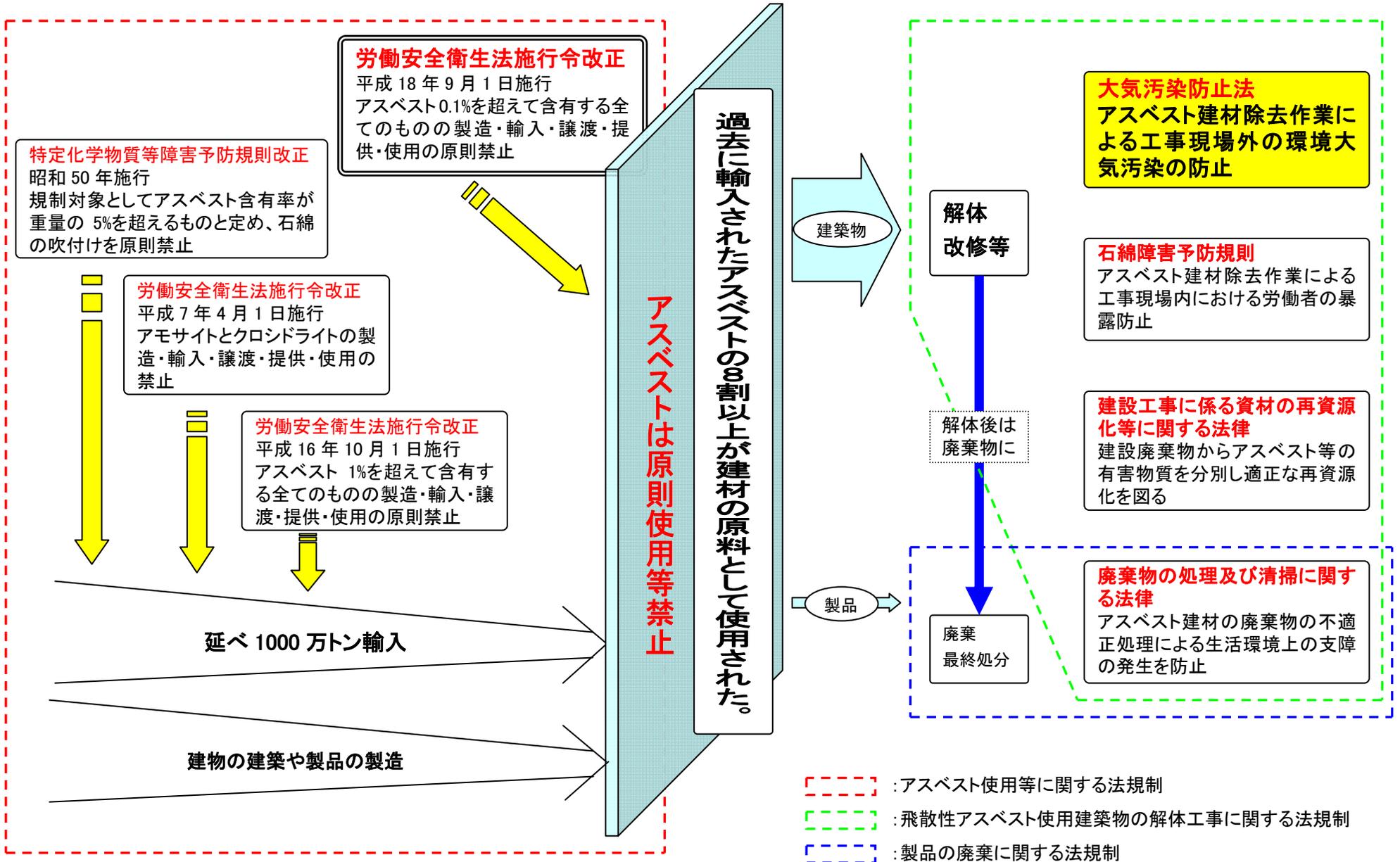
…新たな対策

…大気汚染防止法に規定済み

…指針・手引の規定を新たに制度化

立入検査の強化

アスベストに係る関係法令とその関連について



大気汚染防止法（抜粋） —特定粉じん排出等作業関係—

第一章 総則

（目的）

第一条 （略）

（定義等）

第二条

1～7 （略）

8 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令（令第二条の四）で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

10 （略）

11 （略）

12 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令（令第三条の三）で定めるもの（以下、「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令（令第三条の四）で定めるものをいう。

【大気汚染防止法施行令】**（特定粉じん）**

第二条の四 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）

第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

（特定粉じん排出等作業）

第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という。）を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

13 （略）

14 （略）

第二章、第二章の二 （略）

第二章の三 粉じんに関する規制

第十八条～第十八条の十三 (略)

(作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令（規則第十六条の四）で定める。

【大気汚染施行規則】 法第十八条の十四

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第十八条の十五第一項又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

【大気汚染防止法施行規則】 別表第七

1 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる次項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。

ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 八二二に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を特に当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

2 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）

次に掲げる次項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するが、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。

3 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること

4 令第三条の四第二号に掲げる作業

次に掲げる次項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。

ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令（規則第十条の四第一項）で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定工事の場所
 - 三 特定粉じん排出等作業の種類
 - 四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 六 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図そのたの環境省令（第十条の四第二項）で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

【大気汚染防止法施行規則】 法第十八条の十五第一項、第二項

第十条の四 法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によってしなければならない。

2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 注文者の氏名又は名称
- 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(計画変更命令)

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をしたものに対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の四～第四章の二 (略)

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員にばい煙発生施設を設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2項～4項 (略)

第二十七条～第三十二条 (略)

第六章 罰則

第三十三条 (略)

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十六(計画変更命令)、第十八条の十八(作業基準適合命令等)又は第二十三条第二項の規定による命令に違反したもの。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁固又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の六第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項(特定粉じん排出等作業の実施の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第二十六条第一項(報告及び検査)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)又は第十八条の十五第二項(緊急時における特定粉じん排出等作業の実施の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 (略)

川崎市アスベスト飛散防止に関する指針

-大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編-の解説

除去工事事業者等対象

平成19年1月4日

川崎市環境局

◎問い合わせ先

* 除去工事等に関すること

環境局環境対策部環境対策課

TEL200-2526 Fax200-3922

E-mail 30kankyo@city.kawasaki.jp

* 廃石綿等の処理に関すること

環境局生活環境部廃棄物指導課

TEL200-2542 Fax200-3923

E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp

URL <http://www.city.kawasaki.jp/30/30taiki/home/asbestos/asbestos-taisei.htm>

目 次

1	趣 旨	1
2	対 象	2
3	遵守事項	
	(1) 工事発注者における遵守事項	2
	ア 事前調査	2
	(2) 除去工事業者における遵守事項	3
	ア 除去工事の管理体制	3
	イ 作業基準に遵守に当たっての留意事項	3
	ウ 作業基準の適合性確認	5
	エ 周辺住民等への周知	6
	オ 環境調査	6
	カ 緊急時の対応措置	7
4	アスベスト除去工事開始前の届出等	7
	(1) 大防法第18条の15の届出	7
	(2) 廃石綿等の処理に係る届出	7
5	アスベスト除去工事完了後の報告	8
	(1) 大防法指導所管課への報告	8
	(2) 廃棄物処理法所管課への報告	8
6	施行日	8

参考資料

- 特定粉じん排出等作業完了報告書（様式1）
- フローチャート

川崎市アスベスト飛散防止に関する指針
－大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編－の解説
除去工事事業者等対象

1 趣 旨

アスベスト除去工事の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）及びアスベスト除去等に係る関係法令等に基づく作業基準等の一層の徹底を図るため、事業者等が遵守する事項等を定める。

【解説】

- ① 本指針はアスベスト除去事業者等に対し、アスベストが外部へ飛散する等の事故発生を防止する観点から作業基準の遵守すべき事項や廃石綿等の適正処理及び周辺住民への対応等について、必要な事項を定めたものです。
- ② 関係法令等
 - (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
 - (イ) 労働安全衛生法
 - (ウ) 石綿障害予防規則
 - (エ) 国のマニュアル類
 - ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007（環境省）
 - ・ 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会編集：平成17年）
 - ・ 改訂既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006（日本建築センター：平成18年）
 - ・ 既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針・・・（日本石綿協会）
- ③ 所管課の解説（平成20年4月1日現在）
 - (ア) 大防法届出所管課→環境局環境対策部企画指導課
 - (イ) " 指導所管課→ " 環境対策課
 - (ウ) 廃棄物処理法所管課→環境局生活環境部廃棄物指導課

2 対象

この指針の指導の対象となる除去工事は、大防法第2条第12項に規定する作業に伴う工事とする。

【解説】

- ① この規定の対象となる除去工事は、大気汚染防止法第2条第12項に定める「特定粉じん排出等作業」で、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、または飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（「特定建築材料」）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、または飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令に定めるものをいいます。
- ② 特定粉じん
施行令第2条の4の規定により、特定粉じんは石綿とします。
- ③ 特定建築材料
施行令第3条の3の規定により、次の建築材料とします。
 - (ア) 吹付け石綿
 - (イ) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

3 遵守事項

(1) 工事発注者における遵守事項

ア 事前調査

(ア) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の事前調査に当たっては、アスベスト吹付け材等の除去工事を熟知している者が当たること。

【解説】

- ① 事前調査は、アスベスト除去工事発注者の責任において、アスベスト使用箇所等を把握するものであること。
- ② 除去工事対象建築物等の事前調査にあたっては、石綿障害予防規則第3条に基づいて調査を行い、関係法令の適用を考慮すること。
- ③ 対象物件のアスベスト使用箇所の調査方法としては、既存の設計図面類等をもとに吹付けアスベストや非飛散性アスベストの有無の確認、また、必要に応じて現地確認を行うこと。
したがって、調査実施者にあっては、建築物等の構造やアスベスト建材等に対する知識や工事施工の経験を有している者が当たること。
- ④ 事前調査結果については、適切な事前調査が行われたことを説明する資料として、調査実施者と結果概要について、企画指導課に提出すること。

(イ) 建築物等のアスベスト使用箇所の調査に当たっては、設計図面や現地調査をもとに、天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を把握すること。

【解説】

- ① この規定は、隔離養生を的確に実施する際の除去箇所に対する事前の詳細調査の要点や注意事項を例示したものです。
- ② 具体的には、上下階や隣室、建物外部等との貫通部分や隙間、換気口、ダクト類、ダムウェイター、ケーブル類の導入口等を把握することや、内装材については、堆積物や付着物の状況を把握すること。
- ③ この調査の実施者と、調査結果をもとにした隔離養生における対応方法については、届出における添付資料として企画指導課に提出すること。

(ウ) 除去工事が行われる敷地の周辺状況を把握すること。

【解説】

- ① 建築工事や解体工事にあつては、周辺住民等に対して除去工事の内容を周知するため、事前に現地の周辺住民等の状況を調査すること。
- ② 調査の内容としては、周辺の住居の所在、位置関係、町内会の区域や会長等であり、地図や現地調査のほか、地元から情報収集に努めること。

(2) 除去工事業者における遵守事項

ア 除去工事の管理体制

作業基準の遵守徹底や環境調査の実施、緊急時の対応、周辺住民等への周知等を行うため、必要な体制を整備すること。

【解説】

- ① 除去工事の実施に当たり、適切な管理体制を整備すること。特に、除去工事に係る隔離養生や機器装置類、資材や薬剤等の管理・監視が重要である。そのため、作業主任者等を中心に管理体制の整備を図ること。（「作業主任者」とは、労働安全衛生法第14条の規定により、同法施行令第6条に基づいて選任される作業主任者）
- ② 緊急時の対応や周辺住民等に対する周知の実施、問い合わせや苦情等への対応窓口となる担当等必要な体制を整備すること。

イ 作業基準の遵守にあたっての留意事項

(ア) 除去工事の掲示板は、工事着工の概ね1週間前までに、周辺住民等に対して見やすい場所に設置すること。

【解説】

- ① 除去工事の掲示板は周辺住民等に周知を図るため、工事着工の概ね1週間前までに見やすい位置に設置すること。

(イ) 除去工事の実施に当たっては、作業主任者が準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時において作業基準が常に遵守されているか点検し、その結果を記録すること。

【解説】

- ① 除去工事の実施にあたり、アスベスト飛散事故等の防止を図るためには、作業基準の遵守及び日常的な点検確認が重要である。
- ② ①を踏まえ、除去工事の準備段階、始業時、作業中、終業時、完了時において、工事箇所
の構造や規模、吹付けアスベストの状況等の詳細調査結果に基づき、国のマニュアル類に記載されている内容を基に点検すべき事項を定める。
作業主任者はこれらの点検事項について、それぞれの時点で、また、除去作業中であっては適宜点検を行い、必要な措置を講ずるとともに、その結果を記録すること。なお、記録にあっては、日報等によることとしても差し支えない。

(ウ) 作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、隔離養生の不具合の有無、除じん・排風装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本とすること。

【解説】

- ① この規定は、作業開始の準備段階から作業完了時までの作業基準の遵守事項について、点検を行う事項を規定したものです。
 - (ア) 準備段階
除じん・排風装置の能力やヘパフィルタ使用時間、養生シートに無理な力が加わらないような施工方法や補強措置、隔離養生を行う作業区域を必要以上大きくしないこと、隔離区域内の気流が適切に流れるように除じん負圧装置を配置すること、及び吹付けアスベストの施工状況に応じた薬剤量や散布装置を選定すること。
また、排風装置を除去箇所の外部に設置する場合は、フィルタの交換や目詰まりの点検を行う際においても隔離養生が確保されるよう、十分注意すること。
 - (イ) 始業時
除じん・排風装置の能力やフィルタ類の交換状況、前室や養生シートの施工状況、薬剤等の準備状況等である。なお、始業時においては作業員に対し、養生シートの状況に不具合等があれば即時通報するよう指示すること。
また、除去作業に伴って、天井や壁等において新たに貫通部分が発見される場合も想定されるので、作業主任者等は隔離養生の確保に十分に注意を払うこと。
 - (ロ) 作業中
作業中は、除去作業に伴って養生シートの剥離などの有無、フィルタの目詰まりの有無や交換頻度、薬剤散布量の適否及び廃材や除去された廃棄物の適正保管、又以上が速やかに処理対応されているか常時注意を払うこと。
 - (ハ) 終業時
除去工事対象部分の施工状況、養生シートの状況や除去物の処理・袋詰め状況、飛散防止剤の散布状況の確認を行うこと。
 - (ニ) 除去作業完了時
完全に除去が行われ飛散防止薬剤が確実に散布されたのちに隔離養生が解除されたか、廃棄物の処理が適切に行われたか等を確認すること。
- ② 以上については、点検結果や対応措置を記録しておくこと。

(エ) 作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに作業を中止し、補修や点検を行うなど必要な措置を講ずること。また、対応措置等について記録すること。

【解説】

- ① この規定は、フィルタの目詰まり、ポンプの停止等異常が発生した場合の措置等を規定したものです。

(オ) アスベストの付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講ずること。

【解説】

- ① 事前調査により、吹付けアスベストの施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物に目視できなくともアスベスト繊維が含まれている場合がある。
また、内装材の除去工事に伴って堆積物等の飛散や、内装材の撤去工事の際に吹付けアスベスト施工箇所の表面を損傷することも想定されるため、これらの工事に当たっては国のマニュアル類、石綿障害予防規則第6条に基づき隔離区域内で実施すること。
- ② ここで撤去された廃材等については、飛散防止薬剤による処理あるいはへパフィルタを装備した真空掃除機にて表面の付着アスベストを十分に除去した上で隔離区域外へと搬出し、分別処理すること。

(カ) 除去作業が2日以上工期となる場合は、除去作業の終業時から翌日の始業時までの間に隔離区域内のアスベストが外部へ飛散しないよう、必要な対策を講ずること。

【解説】

- ① 除去作業の終業時には、(ウ)に規定した終業時の点検が必要です。さらに、隔離区域内の養生シートの内側、除じん・排風装置のフィルタ部分、作業機材、保管されている廃材や除去物等の飛散防止対策は確実に実施すること。
- ② 具体的には、飛散防止薬剤による処理やへパフィルタを装備した真空掃除機による処理と前室の閉鎖等を行う必要がある。また、作業終了後1時間程度、除じん・排風装置を運転すること。
- ③ 以上については、終業時から始業時までの措置と点検結果を記録しておくこと。

ウ 作業基準の適合性確認
除去作業の実施に際し、大防法指導所管課による作業基準への適合状況について確認を受けること。

【解説】

- ① 事業者は、環境対策課による現場での確認を受けること。また、除去作業開始時期の見通しが立った段階で、環境対策課に連絡し日程調整を行うこと。
- ② ただし、建築物や除去箇所が小規模で単純な構造であることが明らかである等の場合は、現地確認の代わりに、自主点検結果や現地の写真等の資料等の提出による書面確認とすることも可とする。

エ 周辺住民等への周知

工事着工の概ね1週間前までに、適切な方法により周辺住民等に対し、工事内容やスケジュール等を周知すること。

【解説】

- ① 周知の対象となる周辺住民等とは、工事によって影響が想定される敷地に接した地域に居住している住民を中心とする。概ね1週間前までにチラシ等の方法により周知を図ること。
- ② 除去工事の内容等について事前説明が必要となった場合は、誠実に対応すること。

オ 環境調査

(ア) 環境調査は、着工前、除去作業中、工事終了後において、原則、隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施すること。なお、複数の工区に分けて除去工事を実施する場合は、原則、各工区ごとに実施すること。また、除去作業中の環境調査については、工事の初日に実施することとするが、1工区の除去作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施する

【解説】

ただし、以下の場合は、状況に応じて環境調査を省略することができる。

- ① 除去作業のうち、小規模のグローブバッグを使用して行うもの。
- ② 断熱材・保温材等の除去作業のうち、掻き落とし、切断又は破碎によらない場合。

(イ) (ア)の調査のほか、除去作業中に除じん・排風装置の排気口付近、前室の出入口付近において実施すること。また、隔離養生を解除する場合には、作業区域内において実施すること。

【解説】

- ① 隔離養生を解除する場合の作業場内の調査にあつては、除去作業が確実に完了し、飛散防止措置として散布された飛散防止薬剤の効果やヘパフィルタを装着した真空掃除機による付着物の除去効果、作業場内の様々な箇所に浮遊しているアスベスト濃度が十分に低くなったことを確認するものであるので、調査結果を迅速に把握するとともに、結果を確認した後に隔離養生の解除を行うことが望ましい。

なお、調査結果を把握するのに時間的な余裕がない場合は、デジタル粉じん計等で、粉じんの飛散がないことを確認することでもよい。

(ウ) (ア)及び(イ)の作業中や排気口・前室の出入口付近の調査結果については、速やかに把握すること。

【解説】

- ① 事業者は環境調査等を専門業者に委託する場合は、速報値を速やかに知らせることを要請しておくこと。
- ② 除去工事が小規模であつて、調査結果が判明する前に完了してしまう場合は、この条項は適用しません。

カ 緊急時の対応措置

(ア) 外部への飛散等につながる重大な不具合等が認められた場合には、直ちに作業を中止して必要な対応措置を講ずるとともに、市の緊急時連絡先へ報告すること。

【解説】

- ① 異常が認められた場合は、直ちに事業者は次の条項で定めた緊急措置を図るとともに、緊急時連絡先へ報告し、指導を受けること。

(イ) (ア)の緊急時における応急補修や緊急点検、必要に応じた環境調査の実施等の対応措置や実施体制については、あらかじめ定めておくこと。

【解説】

- ① 緊急時の対応方法については、迅速・的確な措置が講じられるよう、除去作業開始前までに定め、実施体制を確保しておくこと。
- ② 外部への粉じんの漏れや隔離養生等の重大な不具合を発見した場合は、直ちに工事中止し原因を究明するとともに、追加養生等の対応を図ること。
- ③ 対応措置を行った場合は、緊急的な環境調査を実施し、その結果について、できるだけ早期に把握すること。
- ④ これらの対応に必要な資材や装置類については、現場での予備品による対応が困難な場合も想定されるので、速やかに確保できるよう手配しておくことが望ましい。
- ⑤ これらの事実関係や対応状況については、速やかに建築物等の管理者等へ報告するとともに、適宜、周辺住民等に対しても情報提供を行うこと。

4 アスベスト除去工事開始前の届出等

(1) 大防法第18条の15の届出をする者は、次に掲げる書類及び図面を添付すること。

ア 建築物等の事前調査の実施者及び調査結果の概要を記載した書類

イ アスベスト使用箇所の詳細調査の実施者及び調査結果に応じた隔離養生における対応措置を記載した書類

ウ 除去工事の管理体制及び緊急時連絡先を記載した書類

エ 除去作業における点検の実施計画を記載した書類

オ 周辺住民等への周知の実施計画を記載した書類

カ その他市長が必要と認める書類及び図面

【解説】

- ① 事前調査を行わず、アスベストを含有するとみなして除去工事等を行う場合は、建築物等の事前調査結果に関する資料は添付不要です。

(2) 廃石綿等の処理に係る届出

アスベスト除去工事を開始しようとする14日前までに廃石綿等除去工事計画書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）所管課に届け出ること。

【解説】

- ① 排出事業者（原則として元請け業者）は、廃石綿等の処理について記載した計画書を、あらかじめ、廃棄物指導課あてに届出ること。
なお、届出等については、「川崎市アスベスト除去工事に係る廃棄物処理の事務処理要綱」の規定に基づく。
- ② 届出の期限は、大防法第18条の15第1項に規定する届け出が、工事を開始しようとする日の14日前までと規定していることから本計画書の届け出についても同様の扱いとする。

5 アスベスト除去工事完了後の報告

(1) 大防法指導所管課への報告

除去工事完了後速やかに、周辺住民への周知の実施状況、環境調査の結果概要、工事完了時の点検結果について、大防法指導所管課へ報告すること。

【解説】

- ① 除去工事の完了後速やかに「特定粉じん排出等作業完了報告書」（様式1）により、環境対策課へ報告すること。
- ② 工事の実施内容が確認できる写真などを添付すること。

(2) 廃棄物処理法所管課への報告

4(2)の届出をした者は、アスベスト除去工事に伴って生じた廃石綿等の最終処分が終了したときは、速やかに廃石綿等除去工事完了報告書により、廃棄物処理法所管課に報告すること。

【解説】

- ① 廃石綿等の最終処分終了後速やかに、廃棄物指導課へ報告すること。
- ② 報告等については、「川崎市アスベスト除去工事に係る廃棄物処理の事務処理要綱」の規定に基づく。

6 施行日

この指針は、平成18年6月1日から施行する。
この指針は、平成19年1月4日から施行する。

特定粉じん排出等作業完了報告書

平成 年 月 日

(あて先)

川崎市長

郵便番号

住所

氏名

㊟

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

電話番号

特定粉じん排出等作業が完了しましたので、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づき次のとおり報告します。

特定工事の場所	
特定工事の名称	
発注者の連絡先	住所 氏名又は名称 電話番号
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
特定粉じん排出等作業実施届出日	平成 年 月 日
特定建築材料の種類	
特定建築材料の処理方法	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> その他
工事対象となる建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物
添付書類	<input type="checkbox"/> 作業実施内容が確認できる書類（写真など） <input type="checkbox"/> 環境濃度測定結果 <input type="checkbox"/> 周辺住民等への周知の実施状況 <input type="checkbox"/> 工事完了時の点検結果 <input type="checkbox"/> その他
備考	

